



相続に関しては様々な手続きがあります。相続放棄という手続きをご存じでしょうか。実はこの相続放棄、特に不動産をお持ちの方が亡くなった場合には、その適用に大きなハードルがありました。今回はこの点に関する改正についてのお話です。

通常相続というと被相続人（亡くなった親等）の財産を引き継ぐものというイメージですが、実はプラスの財産だけではなく、親が借金をしていた場合等、マイナスの財産もすべて引き継ぐことになります。民法第896条で「**相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する。**」と定められています。人が亡くなると、相続人の承諾なしに財産債務が引き継がれることになるのです。ただし、**財産よりも債務のほうが多いような場合、その他相続をしたくない理由がある場合（例えば田舎に存する実家の売れない不動産等）には**相続の開始を知った日（通常はなくなった日）から3か月以内であれば**相続を放棄することができる**のです。相続の放棄はマイナスの財産だけでなく、プラスの財産（預貯金等）もすべて相続しないということです。そのため、「親の借金が多いから相続を放棄したい、田舎の売れない不動産の管理をしたくない」という場合には3か月以内に裁判所へ相続放棄の申し立てをする必要があります。

さて、前置きが長くなってしまいましたが、冒頭に記載した「ハードル」とは何なのか。**改正前の民法では相続の放棄があった場合**民法940条に「**相続の放棄をした者は、その放棄によって相続人となった者が相続財産の管理を始めることができるまで、自己の財産におけるのと同一の注意をもって、その財産の管理を継続しなければならない。**」と定められていました。実はこれ、非常に厄介な規定で、前述の「田舎の実家の売れない不動産を相続したくない」という場合に相続放棄をしても「**相続の放棄をした者は～その財産の管理を継続しなければならない**」とされていたのです。これでは「田舎の実家の管理が大変だから相続放棄したいのに、自分のものではなくなった不動産の管理が強制される」という事態に陥ってしまいます。その不動産で事件・事故があれば管理者として損害賠償請求をされることもあり得ます。このような事態になることが分かっていたら、相続の放棄などしないほうが良いという事態になりかねません。そこで**2023年4月から施行された民法では**「**相続の放棄をした者は、その放棄の時に相続財産に属する財産を現に占有しているときは、相続人又は相続財産の清算人に対して当該財産を引き渡すまでの間、自己の財産におけるのと同一の注意をもって、その財産を保存しなければならない。**」というように改正されました。何が変わったのかというと【**財産を現に占有しているとき**】という条件が付加されました。これにより**自分が占有（現に居住または事業の用に使用している）場合以外はその不動産の管理をしなくてもよいことになった**のです。これは今まで、「結局管理を継続しなければならないなら相続を放棄する意味がない」と考えて相続放棄をしなかった人も、今後は相続放棄へ踏み切りやすくなったということです。今回の改正は「借金のほうが多いから」というケースより「**売れない相続不動産の管理はしたくない**」という人にとって**相続放棄が利用しやすくなった**という話でした。

